

山校区ふるさと留学制度準備委員会規則 (第1回準備委員会(10/3)承認)

第1条 目的

本委員会は、山校区ふるさと留学制度〔他校区から山校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という。）宅に転居し、山小学校・山中学校に入学または転学を希望する児童・生徒を受け入れる制度〕を円滑に実施するための協議機関として設置する。

第2条 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について協議・決定する。

- (1) 山校区ふるさと留学制度実施委員会（平成29年4月1日発足）の組織および規則等
- (2) 里親募集に関する事項
- (3) 実親と里親の契約に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと留学制度に関し必要な事項

第3条 組織

委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 山校区区長
- (2) 山小学校・山中学校の校長・教頭
- (3) 山小学校・山中学校のPTA会長・副会長
- (4) 山校区敬老会代表
- (5) 山校区女性連代表
- (6) 地域有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める者

第4条 任期

任期は、平成29年3月31日までとする。

第5条 委員長および副委員長

- 1 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条 委員会

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席もしくは委任しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長の許可を受けたものは、会議に出席し、意見を述べることができる。

第7条 庶務

委員会の庶務は、山中学校において処理する。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行する。